平成２７年（フ）第６５号
佐賀市大財北町６番17号
破産者　鶴　　孝勇
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９４号
熊本市北区飛田１丁目３番153号　コムハウス飛田202、前住所熊本市北区飛田４丁目10番58号　プレミールハイムＢ棟201号
破産者　板﨑　雄樹
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４３９号
宮城県宮城郡利府町加瀬字十三本塚148番地３、従前の住所宮城県多賀城市鶴ケ谷３丁目１番６―505号
破産者　鎌田　栄子
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１２号
秋田県にかほ市象潟町横岡字道ノ上22番地
破産者　齋藤　　寿
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２６年（フ）第４２２号
茨城県笠間市鴻巣657番地220　館野アパート２号、開始決定時の住所茨城県笠間市中央３丁目６番17号
破産者　苅部　文男
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１０１号
茨城県笠間市下郷7002番地１　すずらん荘103
破産者　千葉　　栄
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１２７号
静岡県沼津市高島町24番11号　フジコーポ高沢402号室
破産者　柳沼　英行
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１３７号
静岡県沼津市内浦小海56番地の６、開始決定時の住所静岡県沼津市内浦小海56番地の２
破産者　塩谷　克夫
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１７５号
愛知県一宮市大和町妙興寺字三十八社前73番地　ライベックス38・102号
破産者　池田　暁生
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２１２号
愛知県江南市安良町八王子65番地
破産者　高松　浩行
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２３０号
愛知県岩倉市東新町下境52番地　岩倉団地51棟108号
破産者　沖田　隆志
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２３４号
愛知県犬山市四季の丘３―121、住民票上の住所滋賀県草津市野路１丁目５番15―604号
破産者　フォレスト・ルーチェこと　早川　浩史
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７１９号
京都市伏見区向島本丸町65番地　ビラ・クレール602号
破産者　福遉　早苗
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４４号
大阪市中央区難波２丁目３番１号
破産者　堀内　照子
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１８号
兵庫県西宮市苦楽園五番町２番125号　ティ・エス・ワイハイツ
破産者　クリエイト阪神こと　小形　克浩
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４３９号
兵庫県尼崎市昭和南通６丁目152番地エクセルコート昭和南通1104
破産者　田中健一郎
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４５２号
広島市南区仁保１丁目５番24―201号
破産者　松澤　知宏
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３３号
広島県福山市御門町３丁目８番１号
破産者　慶昇楼こと　魚谷　孝史
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係